

第9期高齢者福祉計画 介護保険事業計画



1 計画策定の経緯

近年、わが国の高齢化は進んでおり、令和7年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、さらなる高齢化の進展が見込まれています。

このような状況の中、国においては、地域社会全体のあり方として、制度や分野ごとの縦割りや「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」がめざされています。本町では、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会・環境づくりに取り組んできました。

このたびの計画策定においても、高齢者が本人の能力・意欲に応じて地域で暮らしていける地域社会・環境づくりを目的として、「永平寺町第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画として策定します。また、本計画期間中にむかえる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度を踏まえ、団塊ジュニアが高齢者となる令和22年度を見据えた長期的な展望も示します。





3 永平寺町の高齢者支援の課題

課題1. 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築が必要です。

支援が必要な高齢者のニーズを把握し、各種サービスをコーディネートすることにより、身近な地域での安心した生活の保障に努めるとともに、我が事として住民等が主体的に地域づくりに参加する土壌を醸成することで「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることが求められます。

課題2. 後期高齢者人口の増加、重度化防止の推進

近年の総人口は減少傾向となっている中、後期高齢者人口や高齢者のみの夫婦世帯数、高齢者単身世帯数の拡大に加え、要介護(要支援)認定者数の割合においては、軽度者(要支援2)割合が増加しています。このことから、高齢者自身が積極的に介護予防・フレイル対策に取り組むことができる環境づくりが必要です。

課題3. 高齢者の社会参加

高齢者は、安心して生活できるよう支援を受ける側となるばかりでなく、支援をする側として、地域とのつながりを持ちながら、地域社会を支える担い手となることが期待されます。

一方、高齢者の社会参加の状況については、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、会・グループ等に「参加していない」が最も高くなっています。高齢者の社会参加を促すためにも今後は、既成概念に捉われない社会参加の場の再構築に取り組むことが必要です。

課題4. 「共生」・「予防」の両軸で推進する認知症施策

令和6年1月に施行された「認知症基本法」では、認知症の予防等を推進するとともに、共生社会の実現を図ることとされています。今後は、認知症に対する正しい理解に対する普及・啓発に努め、「予防」の観点からは、発症予防や進行を遅らせることに効果があるとされている生活習慣病の改善や社会参加等を推進することが求められます。

課題5. 多様なニーズに対応した介護サービス

在宅介護を推進するためには、介護される側だけではなく、介護する側も視野に入れた介護サービスの充実が必要です。

また、介護ニーズの高度化・多様化に向けて、介護現場における多様な人材を確保するためには、介護人材のすそ野を広げる取り組みや離職防止のためのスキルアップへの支援を進めるとともに、ICTを活用した業務の効率化を図るなど、働きやすい環境を構築することが必要です。

課題6. 安心・安全に暮らすための環境づくり

高齢化や核家族化が進む中、地震や台風、豪雨等の自然災害や、新興感染症といったさまざまな不測の事態から高齢者自身を守るためには、正しい知識の普及・啓発に加え、成年後見制度といった支援制度の活用を促進するとともに、関係機関同士のネットワーク強化等、地域全体で寄り添い、支援を行うことが必要です。



4 計画の基本理念

- 高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちづくり
- 地域ぐるみで支え合う環境づくり
- 高齢者が元気で、積極的に地域活動に参加できるまちづくり

5 重点目標／基本目標

重点目標

健康寿命の延伸

高齢者が尊厳を保ち、安心・安全に自立した日常生活を送ることができるようにするためには、健康自立支援の観点から生活支援や介護予防・健康づくりの取り組みを推進し、健康寿命の延伸を図ることが重要であると考えます。そのため、本計画においては、「健康寿命の延伸」を重点目標として掲げ、高齢者が元気で、いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標

1

住み慣れた地域で安心して暮らせるための環境づくり

- | | |
|--------------------|------------------|
| 施策 1 在宅医療と介護の連携の推進 | 施策 2 認知症支援策の充実 |
| 施策 3 権利擁護の推進 | 施策 4 家族介護者への支援 |
| 施策 5 生活支援サービスの充実 | 施策 6 安心できる住まいの提供 |
| 施策 7 安心・安全のまちづくり | |

基本目標

2

心も体も共に健やかでいきいきと暮らせるための支援

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 施策 8 健康の保持・増進 | 施策 9 介護予防の推進 |
| 施策 10 生きがいづくりの促進 | 施策 11 専門職による関与の拡充 |
| 施策 12 PDCA サイクルに沿った事業推進 | |

基本目標

3

介護保険サービスの充実と質の向上

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 施策 13 介護保険サービスの充実 | 施策 14 介護保険制度の円滑・適正な利用 |
|-------------------|-----------------------|

基本目標

4

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 施策 15 地域包括ケアシステムの推進 | 施策 16 地域包括ケアシステムを支える多様な人材の確保 |
| 施策 17 介護現場における業務改善 | |



6

施策の展開

基本目標

1

住み慣れた地域で安心して暮らせるための環境づくり

施策1 在宅医療と介護の連携の推進

- 高齢者が介護や支援を要する状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、在宅医療と介護が連携し円滑なサービスの提供ができる体制づくりの充実を図ります。
- 在宅医療・介護についてはわかりやすい情報提供に努め、高齢者の意識の醸成を図ります。
- 多職種連携体制を強化し、情報共有を推進し、効果的な在宅医療・介護の提供へと繋げていきます。
- 永平寺町立在宅訪問診療所を要とし、在宅医療と介護の連携強化のさらなる推進を図ります。

主な取り組み

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1-1 在宅医療・介護連携の推進 | 1-2 在宅医療・介護連携の構築 |
| 1-3 人材の育成 | 1-4 多職種連携体制の推進 |
| 1-5 在宅医療についての知識の普及・啓発 | |

施策2 認知症支援策の充実

- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、幅広い年齢の住民が認知症に対する正しい理解を深め、地域で支援する取り組みを推進するとともに、認知症検診など認知症予防に向けた取り組みを進めます。
- 認知症患者本人や家族が早期に適切な相談を受けることができる体制づくりを促進します。

主な取り組み

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| 2-1 認知症予防と理解促進に向けた普及・啓発、本人発信支援 | 2-2 認知症初期集中支援チームの充実 |
| 2-3 認知症対応の介護サービスの充実 | 2-4 認知症バリアフリーの推進 |
| 2-5 若年性認知症の人への支援 | 2-6 社会参加支援 |
| 2-7 認知症サポーター養成講座の拡充 | 2-8 認知症高齢者を支える家族の交流の機会の充実 |
| 2-9 認知症ケアパスの普及 | 2-10 認知症検診 |
| 2-11 SOSネットワークの拡充 | 2-12 認知症地域支援推進員の拡充 |

施策3 権利擁護の推進

- 高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知啓発を継続するとともに、高齢者虐待の早期発見・防止、消費者被害等への対応強化を促進します。
- 高齢者虐待防止についての普及啓発を継続するとともに、介護者の介護ストレスの解消、虐待の発生要因を分析し、再発防止に努めます。

主な取り組み

- | | |
|-----------------|---------------|
| 3-1 成年後見制度の利用促進 | 3-2 高齢者虐待への対応 |
|-----------------|---------------|



施策4 家族介護者への支援

- 家族介護者の精神的・身体的負担を軽減するため、支援体制の充実を図ります。
- 職場環境の改善に関する普及・啓発の充実を図り、家族介護者の介護離職防止を図ります。
- 家族介護者会の設立等や認知症カフェの設置等を推進し、家族介護者への支援の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携し、相談や交流の機会を促進し、介護者支援の充実を図ります。

主な取り組み

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 4-1 介護者への健康相談・訪問 | 4-2 ヤングケアラーの支援推進(新) |
| 4-3 介護離職の防止 | 4-4 家族会の育成・支援 |
| 4-5 在宅介護ほっとひといき支援事業 | 4-6 家族介護者教室 |
| 4-7 在宅介護慰労金 | 4-8 家族介護慰労・交流事業 |
| 4-9 高齢者慰問事業 | |

施策5 生活支援サービスの充実

- 各種生活支援サービスの充実および周知を進めることにより、すべての高齢者が日常生活を支障なく過ごせる体制の構築を図ります。

主な取り組み

- | | |
|--------------------|------------------|
| 5-1 配食サービス | 5-2 外出支援サービス |
| 5-3 緊急通報システム事業 | 5-4 すこやか介護用品支給事業 |
| 5-5 寝具洗濯・乾燥サービス | 5-6 地域雪下ろし支援 |
| 5-7 高齢者による担い手活動の推進 | |

施策6 安心できる住まいの提供

- 高齢者が安心・安全に生活できるよう、必要な情報提供を充実し、高齢者に配慮した住まいの提供支援を推進します。
- すべての人が安心・安全に暮らすための支援を継続して実施します。

主な取り組み

- | | |
|------------------|------------------|
| 6-1 高齢者向け住宅の情報提供 | 6-2 高齢者向け住宅の質の確保 |
| 6-3 養護老人ホームの活用 | 6-4 ケアハウスの活用 |

施策7 安心・安全のまちづくり

- 防犯・防災・感染症対策に関する正しい知識の普及・啓発を促進するとともに、関係機関同士のネットワーク強化等、地域コミュニティの連携強化を推進します。
- バリアフリー新法に基づいた整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの普及・啓発に努めることにより、安心して生活できる安全なまちづくりを推進します。

主な取り組み

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 7-1 防犯・交通安全対策の充実 | 7-2 防災対策の充実 |
| 7-3 感染症対策の継続 | 7-4 救急体制の整備 |
| 7-5 道路等公共施設のバリアフリー化 | 7-6 高齢者が利用しやすい移動手段の確保 |



施策8 健康の保持・増進

- ライフサイクルにあわせた心と体の健康づくりの取り組みを継続して実施することにより、健康づくりに関する意識啓発、教育および相談等、住民の自主的な健康づくりにつながる施策の充実を図ります。

主な取り組み

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 8-1 健康意識の啓発 | 8-2 健康教育・相談・訪問指導の充実 |
| 8-3 スポーツ教室の充実 | 8-4 温泉施設の活用促進 |
| 8-5 心の健康づくりの推進 | 8-6 介護予防に特化した相談窓口体制の構築(新) |

施策9 介護予防の推進

- 多様なニーズに対応した介護予防を推進し、健康づくりを進めるとともに、元気な高齢者が主体となり地域社会で活躍し生きがいをつくることにより、健康づくりと介護予防の充実を図ります。

主な取り組み

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 9-1 介護予防 | 9-2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 |
| 9-3 高齢者訪問事業 | 9-4 地域リハビリテーション活動支援事業 |

施策10 生きがいづくりの促進

- ボランティア活動等、高齢者の社会参加の場や生きがいづくりに対する取り組みへの支援を継続し、充実を図ります。
- シルバー人材センター等が行う活動を支援するとともに、就労的活動支援コーディネーター等の設置等を継続し、充実を図ることにより、高齢者の就業機会を拡充し、就労の支援へとつなげます。
- 高齢者本人が知識や経験を活かせる活動や生きがいを持てる取り組みに対する支援を継続して実施することにより、高齢者が安心して暮らすことのできる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

主な取り組み

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 10-1 健康長寿クラブへの支援 | 10-2 各種サークル活動への支援 |
| 10-3 地域福祉活動への参加 | 10-4 公共施設の効率的な運営と活用の促進 |
| 10-5 講座の充実 | 10-6 シルバー人材センターへの支援 |
| 10-7 就労的活動支援コーディネーターの活用 | 10-8 生活支援コーディネーター等による地域づくりの推進 |

施策11 専門職による関与の充実

- 高齢者を取り巻く環境への効果的なアプローチを実践するため、専門職による関与を得ながら高齢者の自立支援に資する取り組みを継続し、さらなる充実を図ります。

主な取り組み

- | |
|------------------|
| 11-1 医療専門職の関与の促進 |
|------------------|

施策12 PDCAサイクルに沿った事業推進

- PDCAサイクルに沿った推進にあたっては、データの利活用を促進するとともに、データにおける環境整備を継続し、充実を図ることが必要です。

主な取り組み

- | |
|--------------------------|
| 12-1 PDCAサイクルに沿った取り組みの推進 |
|--------------------------|



基本目標

3

介護保険サービスの充実と質の向上

施策13 介護保険サービスの充実

- 個々の状態に応じたケアマネジメントを徹底し、居宅サービスの充実、適切な利用促進を図ります。
- 施設サービスについては、サービスの充実を図るとともに、看取り等の支援の充実に努めます。
- 高齢者の増加に伴う多様なニーズに応えられるよう、引き続き地域密着型サービスの充実を図ります。
- 要介護認定においては、客観的かつ公平・公正な審査判定ができるよう、認定調査の質の向上を図ります。

主な取り組み

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 13-1 地域の実情に応じたサービス基盤の整備(新) | 13-2 居宅サービスの充実 |
| 13-3 施設サービスの充実 | 13-4 地域密着型サービスの充実 |
| 13-5 適切な要介護認定の実施 | |

施策14 介護保険制度の円滑・適正な利用の支援

- 制度運営の一層の適正化を図り、安定的な運営の確保に取り組んでいます。
- 介護保険制度を信頼される制度にするため、サービスの質の向上に引き続き取り組みます。
- 地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業については、引き続き指導体制の強化を図ります。
- 保険者機能強化推進交付金等を引き続き活用し、各種取り組みの一層の強化を図ります。

主な取り組み

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 14-1 介護給付費適正化の推進 | 14-2 サービス評価の推進 |
| 14-3 事業者情報の公表および提供 | 14-4 保険者機能強化推進交付金等の活用 |

基本目標

4

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実

施策15 地域包括ケアシステムの推進

- 総合事業の取り組みや担い手の育成を引き続き推進します。
- 地域包括ケアシステムの中核機関として、地域包括支援センターの機能強化を促進します。
- 医療・介護・福祉の各関係機関との連携を推進するとともに、協力体制の充実に努めます。
- 多職種による地域ケア会議を引き続き実施し、会議の内容充実に努めます。

主な取り組み

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 15-1 総合事業の整備・推進 | 15-2 地域包括ケアシステムの周知啓発(新) |
| 15-3 地域包括支援センターの充実 | 15-4 苦情・相談対応 |
| 15-5 地域ケア会議の充実 | |

施策16 地域包括ケアシステムを支える多様な人材の確保

- 介護分野で働く人材の確保・育成を行うとともに、必要となる介護人材の確保に向け、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上等を促進し、担い手確保対策の充実に努めます。
- 生活支援等の担い手については、高齢者の社会参加等、地域住民がともに支え合う地域づくりを進めます。

主な取り組み

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 16-1 介護人材の確保(新) | 16-2 関係団体・関係機関等の連携 |
| 16-3 生活支援等の担い手の確保 | |

施策17 介護現場における業務改善

- 介護現場におけるICTの活用や文書負担の軽減等、引き続き介護現場革新に取り組めます。

主な取り組み

- | |
|---------------------|
| 17-1 介護現場における業務の効率化 |
|---------------------|



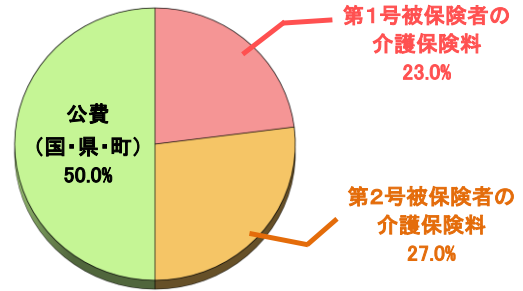
7

介護保険事業の推進

介護保険制度の構造

介護保険の財源構成は、被保険者の保険料が50.0%、国・県・町による公費負担が50.0%となっており、第1号被保険者の負担割合は、23.0%となります。

65歳以上の高齢者の介護保険料は、推計された介護サービス費をまかなえるように算出しています。



令和6年度から令和8年度までの所得段階別介護保険料

所得段階		金額 (円/年)	基準額に対する割合
第1段階	生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、または世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の人	34,950	0.455
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円を超え、120 万円以下の人	52,610	0.685
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120 万円を超える人	53,000	0.690
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の人	69,120	0.900
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	76,800	1.000
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	92,160	1.200
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	99,840	1.300
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	115,200	1.500
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	130,560	1.700
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	145,920	1.900
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	161,280	2.100
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	176,640	2.300
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	184,320	2.400

※第1段階・第2段階・第3段階については、消費税引き上げ分を財源とした公費を導入し、負担軽減を行っています。

【第1段階:0.285(年額 21,890 円)】、【第2段階:0.485(年額 37,250 円)】、【第3段階:0.685(年額 52,610 円)】



永平寺町第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

発行者:永平寺町(編集:福祉保健課) 発行年月:令和6年3月

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

電話:0776-61-3920 FAX:0776-61-3464

e-mail:fukushi@town.eiheiji.fukui.jp URL:http://www.town.eiheiji.lg.jp/

